

入林に際しての注意事項

- 1 許可された市有林以外の国有林及び民有林への立入りを禁じます。
- 2 林内での火気の取扱いには十分注意してください。たき火・たばこの投げ捨てを禁じます。
- 3 入林禁止区域には絶対に入らないでください。(区域指定が有る場合)
- 4 動植物の採取及び折損を禁じます。また、動植物を持ち込み野外へ放つ、植える及び蒔くことを禁じます。動植物の保護に御協力ください。
- 5 ごみは必ず持ち帰ってください。
- 6 道路、立木、施設等に損傷を与えたときは、損害を賠償するか、原形に回復してください。
- 7 入林による事故、怪我及び車両の物損については一切の責任を負いかねますので、御了承ください。
- 8 狩猟期間中は、赤やオレンジ色などの目立つ服装で入林してください。
- 9 森林の育成保護や自然保護の観点から、スノーモビルや雪上車の使用を禁じます。
- 10 市有林内にはヒグマが生息しています。可能な限り単独での入林を避け、鈴など音の出るものを携帯するなど対策をお願いします。